

吸收合併に関する事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく事後開示書類)

2026 年 2 月 2 日

株式会社ライフコーポレーション

2026年2月2日

吸收合併に関する事後開示書類

大阪市淀川区西宮原二丁目2番22号
株式会社ライフコーポレーション
代表取締役 岩崎 高治

株式会社ライフコーポレーション（以下「当社」といいます。）は、株式会社大橋酒店（以下「吸收合併消滅会社」といいます。）との間で、2025年12月3日付で締結した吸收合併契約に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、株式会社大橋酒店を吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年2月1日

2. 吸收合併消滅会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求

吸收合併消滅会社に対し、吸收合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求

吸收合併消滅会社に対し、株式買取請求をした株主はありませんでした。

（3）新株予約権買取請求

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸收合併消滅会社は、2025年12月19日付で官報に公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に対する個別催告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸收合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 12 月 19 日付で官報公告及び電子公告を行いましたが、同条第 2 項第 4 号の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙「吸収合併に関する事前開示書面」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本合併の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

吸收合併に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社施行規則第181条1項に定める書面)

2025年12月19日

株式会社大橋酒店

2025年12月19日
栃木県大田原市中央一丁目11番3号
株式会社大橋酒店
代表取締役 大橋酒店

吸收合併に係る事前開示書面

当社は、2025年11月21日開催の臨時株主総会において、株式会社ライフコーポレーション（以下「ライフ」という。）を存続会社とする吸收合併（以下「本合併」という。）を決議いたしました。

よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸收合併契約の内容

別紙1の通り

2. 合併対価の相当性に関する事項

本合併に際して、当社の株主に対し、ライフから1株につき1,666円67銭（総額5,000,010円）が交付されます。少額な純資産である当社に対する合併対価としては、相当であると判断しております。

3. 吸收合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類に関する事項

別紙2の通り

5. 合併の効力発生日以降における、存続会社の債務の履行の見込に関する事項

ライフの2025年2月末現在の貸借対照表における資産及び負債は、それぞれ306,027百万円及び16,592百万円であり、本合併により当社から継承する2025年6月期資産及び負債の額は、11百万円及び32千円ですが、本合併の効力発生日におけるライフの資産の額は負債の額を上回ると予測しております。

また、ライフの本合併の効力発生日後における資産及び負債の状況に重大な変動を生じる事態は、現在までのところ予測されておりません。

以上により、本合併の効力発生日以降におけるライフの債務につき、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 備置開始後に記載事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

吸收合併に係る事前開示書面の備置開始後に、記載事項に変更が生じた場合、速やかに当該事項を開示いたします。

以上

株式会社大橋酒店

貸借対照表の要旨

令和7年6月30日現在

| 科 目 | | 金 額 (千円) |
|-------------------|-----------|----------|
| 資 産 の 部 | 流 動 資 産 | 334 |
| | 固 定 資 産 | 10,854 |
| | 資 産 合 計 | 11,188 |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | 流 動 負 債 | 913 |
| | 固 定 負 債 | 31,098 |
| | 負 債 合 計 | 32,011 |
| | 株 主 資 本 | ▲20,823 |
| | 資 本 金 | 3,000 |
| | 利 益 準 備 金 | ▲23,823 |
| | その他の利益剰余金 | ▲23,823 |
| | (内当期利益) | (399) |
| | 純 資 産 合 計 | ▲20,823 |
| 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | | 11,188 |